保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

（令和８年11月４日　　愛 媛 県 告 示 第1116号附属）

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市九川乙307の４から乙307の６まで、乙307の８、乙316の８

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。

（２）　立木の伐採の限度

ア　伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、重信川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときは、その集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第３４条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

ウ　（３）に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が１０分の４を超えるときは、１０分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の４（(３)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

全部

次の算式　$\dfrac{Vo-Vs\times 7/10}{Vo}$

Ｖｏ　：　当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓ　：　当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される

当該単層林の立木の材積

エ　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の１０分の３．５を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が１０分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

（３）　植　　栽

ア　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

全部

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

イ　択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）